

第 13 期大学分科会における部会等の設置について

〔 令和 7 年 4 月 23 日 〕
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 質向上・質保証システム部会

(所掌事務)

設置基準や設置認可審査、教学マネジメント、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質向上・質保証システムについて専門的な調査審議を行う。

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第 112 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

5. 教育課程等特例制度運営委員会

(所掌事務)

教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定に係る審査等を行う。